

令和4年第8回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第8号)

招 集 年 月 日	令和4年8月24日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和4年8月24日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和4年8月24日 10時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1		
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8		
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3番	笠井 清孝	
	4番	栗栖 芳秋	

議長	<p>本日の出席委員は8名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和4年第8回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に3番委員と4番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第47号から議案53号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第47号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■さん、耕作面積が2352.7㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字坪野字本郷、地番が521番2、544番2、544番3、545番2、546番1、552番、573番1、587番、588番2、643番1、943番4、943番9、944番1、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計で2352.7㎡です。申請理由は譲渡人は耕作困難となり、農業後継者もないため譲り渡す。譲受人は賃貸で家を借りているがその家に農地が付随しており、環境が気に入り譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページ及び2ページをご覧ください。図面は、3ページから7ページ、現地の写真は資料1の1ページ及び2ページです。</p> <p>8月16日に現地確認をしました結果について、事案説明いたします。申請地は、坪野地区交流センターから半径約200m内に点在する農地です。これらの農地は■■■■■■■■■■さんが現在空き家バンクを利用して借りられている宅地に附属するもので、この度宅地を含めて■■■■■■■■■■さんより購入されるものです。■■■■■■■■■■さんは会社員ですが、今後は農機具を購入され、耕作されると聞いております。また、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響がないと</p>

	<p>考えます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第47号について、審議に入ります。議案第47号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>私の方から質問なんですけれどもこれは■■■■県で、理由が農地に付随してる、環境が気に入ったけた買う状況になってるんですが、これを農機具を今から買って■■■■さんが空き家バンクの関係で購入される付随する農地に近いというふうなんですけれども、これは農業について可能なのか。</p>
事務局	<p>譲り受ける方は坪野に、■■■■県の■■■■さんの宅地を借りて住まわれている方なので。地元に住まわれて周辺の農地を耕作するという事なので、可能であると考えます。あくまで■■■■県は譲り渡す側の。</p>
議長	<p>そうですね、■■■■さんが空き家バンクで入られたのち譲り受けて農業をされるということでもわかりました。</p>
議長	<p>その他質疑はありませんか。</p>
9番委員	<p>今後農機具を購入してということですが当面は草刈り等の維持くらいですかね。それとも家族とかが増える予定があつて、畑の必要性があるとか。</p>
事務局	<p>■■■■さん、■■■■さんの代理人の方からお話を聞いた限りですと、当面は草刈り機を購入して草刈りで維持活動される予定で、面積がちょっと広い部分については、今現在も■■■■さんの方から地元の草刈隊の方に依頼をして管理をしていただいているところとなっておりますので、地元の方と相談しながらということでお話を聞いております。転々とした農地については、草刈りがメインになってくるかと思うんですけど家の近くの農地についてはですね、それぞれ家庭菜園レベルから徐々に農業自体興味あるので、やってみたいということでお話を受けております。以上です。</p>
議長	<p>9番委員いいですか。 その他質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第47号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第47号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第48号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字坪野字本郷、地番が544番1、地目が畑、面積が110㎡です。申請理由は駐車場として転用している土地を売買するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。図面は、9ページ及び10ページ、現地の写真は資料2の3ページです。</p> <p>先ほど説明した議案第47号の関連事案です。本事案は、譲受人の[REDACTED]さんが譲渡人の[REDACTED]さんより駐車場へ転用済みの畑を譲り受けるもので、転用申請に併せて、始末書を提出されております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第48号について、審議に入ります。議案第48号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第48号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第48号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第49号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所が[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は賃借権設定となっております、一時転用となっております。工期は令和4年9月1日から令和4年11月30日となっております。申請地は大字中筒賀字天神原、地番が1029番1、地目が田、面積が233㎡です。申請理由は高速道路工事のための仮設迂回道路・資機材仮置場のため。となっております。以上で</p>

議長	す。
9 番委員	<p>続いて9番委員より説明をお願いします。</p> <p>議案書の10ページから13ページをご覧ください。申請地は12ページの位置図にあるように県道上筒賀津浪線、役場筒賀支所から戸河内インターチェンジ方面に約3キロの地点です。近くに順正寺というお寺があります。西日本高速道路株式会社中国支社による中国自動車道千代田高速道路事業所管内盛土補強工事の水抜きボーリング等の施行にあたり、県道の通行止めを行う必要があるため車両通行確保のための仮設の迂回路および資機材置場のための者です。8月19日に申請者の[REDACTED]さんが立会いの下、現地調査を行いました。賃借権設定の一時転用です。譲渡人の[REDACTED]さんは現在休耕中です。周辺の営農条件に支障を生じると認めません。よって許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第49号について、審議に入ります。</p> <p>議案第49号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第49号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第49号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第50号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所が[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字湯所、地番が1398番1、1399番1、地目が田、面積が合計569㎡です。申請理由は資材置場として使用するためとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて9番委員より説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案書14ページから16ページをご覧ください。現地の写真は別紙にありますのでそちらもご覧ください。8/19申請者の代理人である行政書士[REDACTED]さん立会いのもと、現地調査を行いました。本事案は譲受人[REDACTED]さんが[REDACTED]さんから譲り受け資材置き場に転用しようとするものです。申請地は役場筒賀支</p>

議長	<p>願いたします。</p> <p>それでは、議案第 51 号について、審議に入ります。議案第 51 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 51 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 51 号は申請のとおり承認決定いたしました。6 番委員の入室を認めます。</p> <p>(6 番委員着席)</p>
議長	<p>それでは議案第 52 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 52 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 3 件出ております。資料 3、4 ページからをご覧ください。</p> <p>1 件目は■■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、資料の 5 ページに位置図を、6 ページに地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、津都見集落の下側に位置しております。地番図にて色を付けている部分が登録する農地となっております。そして、空き家バンクに登録されている物件については、417 番地の宅地です。</p> <p>2 件目は■■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては 7 ページに記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、8 ページに位置図を、9 ページに地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、旧修道小学校の東に位置しております。地番図にて色を付けている部分が登録する農地となっております。そして、空き家バンクに登録されている物件については、2910 番地 1 の宅地です。</p> <p>3 件目は■■■■さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては 10 ページに記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、11 ページに位置図を、12 ページに地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、香草地区の正念寺の北側に位置しております。</p>

	<p>地番図にて色を付けている部分が登録する農地となっております。そして、空き家バンクに登録されている物件については、1036番地の宅地です。</p> <p>この資料3につきましては、安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしておりますので、この資料に記載の農地を資料3の13ページ、14ページに追加し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第52号について、審議に入ります。議案第52号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第52号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第52号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第53号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号の説明をさせていただきます。非農地通知についてです。資料4、15ページと議案と一緒に送付いたしました非農地通知の発送一覧をご覧ください。</p> <p>6月の総会にて利用状況調査の説明の際に少し説明させていただきました非農地通知書について、9月から発送を予定しております。今回発送する農地はこれまでの利用状況調査にて不可能と判断され、事務局で地図や航空写真を確認して山林化していると判断したものとなっております。</p> <p>15ページが鏡文章、16ページが非農地通知、17ページが発送スケジュールとなっております。全部で2,512筆、1183件ですが、死亡や住所不明の方については発送しない予定のため実際の発送件数は794件となっております。詳細な発送一覧については議案と一緒に送付させていただきました一覧をご覧ください。なお、一覧の塗りつぶしをしているものが、所有者が死亡している等で発送をしない者となっております。そして地図を封筒に入れてお配りしておりますが、赤色で塗りつぶしているものが非農地通知を発送する筆、黄色で塗りつぶしをしているものが非農地通知対象農地だが、所有者が死亡している等で発送しない筆です。</p> <p>非農地通知書を法務局に持っていき手続きをすると地目を農地以外にすることができます。そして農地台帳から削除することで農地面積の分母を減らすことができ、集積率アップにつながります。</p> <p>もし非農地通知について問い合わせがあった際には地図等を活用していただき、この非農地通知書で農業委員会に非農地証明の申請をしなくても法務局で地目が変わること、農地台帳からは削除されることを説明いただきますよう</p>

議長	<p>お願いいたします。</p> <p>今回こちらの対象地について、この内容で非農地通知を発送していいかどうかをご確認いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、議案第 53 号について、審議に入ります。議案第 53 号について質疑はありませんか。</p> <p>一旦休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは休憩前に戻し会議を再開いたします。</p> <p>それでは、議案第 53 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 53 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 2 点させていただきます。</p> <p>1 点目は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 1 件出ております。資料 5、18 ページをご覧ください。■■■■の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2 点目は同意書についてです。資料 6、20 ページからをご覧ください。こちらは津浪地区の■■■■さんと■■■■さんに隣接する荒れている農地について■■■さんが整備を行いたいと農業委員会に相談があったため、土地所有者同意のもと作業を行っていることがわかるように書類を提出いただきました。■■■さんは過去に掘り起こしたままとなっているこの土地を、なるべく平らにしてドローンをその土地の上で飛ばしたいとのことでした。ドローンの飛行場として転用するわけではなく、元の農地のように平らにするとのことですが、農地であれば農業委員会の許可・届出等は必要ないのですが、農地に重機が入ることが想定されるため、農業委員会にも情報提供をしていただいた方がいいだろうということで書類を作成いただきました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p>

これで、令和4年第8回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:30)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

3 番委員

4 番委員